

第8回線引き見直しに向けた検討会（第1回）  
議事録

令和3年6月16日

神奈川県庁 新庁舎9階 議会第7会議室

## 議 事 経 過

### <開会>

#### 【五十嵐副課長】

大変長らくお待たせいたしました。ただいまから、「第8回線引き見直しに向けた検討会」の第1回検討会を開催させていただきます。本検討会につきましては、「検討会設置要綱」に基づき設置するものです。

まず、開会に先立ちまして、本検討会の委員に御就任いただきました皆様に、あらためてお礼申し上げます。

それでは、始めに、都市部長の佐藤から御挨拶を申し上げます。

### <都市部長挨拶>

#### 【佐藤部長】

おはようございます。県土整備局都市部長の佐藤でございます。委員の皆様におかれましては、このたび、本検討会の委員就任をお引き受けいただきまして、厚くお礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、WEBでの検討会に御参加いただき、誠にありがとうございます。第1回検討会開催にあたり、私から一言御挨拶申し上げます。

本県では今年3月に、県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンを示す「かながわ都市マスタープラン」を13年ぶりに改定いたしました。これは、人口減少社会の本格化、災害の激甚化・頻発化などといった社会経済情勢の変化に、的確に対応した都市づくりを進めようとするものでございます。そして、今年度からこれを具体の都市計画に反映させるために、第8回線引き見直しに向けた準備を進めていきたいと考えております。この検討会は、この第8回線引き見直しにあたっての基本的な考え方について御検討いただくものでございます。

本県では、昭和45年に最初の線引きを行って以来、これまで7回の線引き見直しを行ってきました。これは、右肩上がりの人口増加のもとにあつて、無秩序な市街化の防止等に一定の効果を上げてきたところでございます。一方、次回の線引き見直しについては、本格化する人口減少と超高齢化への対応が課題となります。

県の人口も、いよいよ減少に転じる中で、引き続き活力と魅力ある都市づくりを進めるにはどうすればいいのか。地域によって、事情はさまざま異なりますが、その方向を定めていく必要がございます。

もう1つ、大きな課題と考えているのが、大規模災害への対応でございます。近年は、気候変動の影響もあり、災害が激甚化・頻発化していますが、都市づくりの観点からどのように対応していくのか。神奈川県で言えば、2年前の令和元年東日本台風においては、記録的な豪雨により、相模川上流にある城山ダムで緊急放流を初めて行ったほか、相模原では大規模なげけ崩れが数多く発生するなど、近年にない甚大な被害を受けたところでございます。

国においては、都市再生特別措置法を改正し、災害ハザードエリアにおける土地利用の厳格化を求めています。こうしたことも含めて、どのようにレジリエンス、強靭性のある都市づくりを進めていくのか。県民の関心も、非常に高い課題でございますので、しっかり議論を進めていく必要があると考えています。

それぞれ細かな内容につきましては、後ほど担当から具体にお話をさせていただきますが、今後、検討会の御議論により、具体の対応の方向性について御示唆を頂き、第8回線引き見直しに反映させていきたいと考えております。

本検討会は、本日も含めて4回開催し、御議論いただいた結果を年度末に取りまとめて、提言という形で頂くことを予定してございます。

年度末、新型コロナウイルス感染症の影響がどのようになっているかわかりませんが、コロナ後の社会を見据えたときに、「グリーン」あるいは「デジタル」といったワードが重要な要素として、巷では取り上げられております。

本検討会の皆様におかれましては、ぜひ、そうした幅広い視点からも様々な御議論・御意見を頂きたく、このことをお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## <委員、オブザーバー及び事務局職員の紹介>

### 【五十嵐副課長】

続きまして、委員の方々の御紹介させていただきます。委員におかれましては、「検討会設置要綱」の第4条及び別表1の規定に基づき、御就任をいただいたところでございます。

それでは、本日御出席の委員の皆様を別表1の名簿の順に御紹介させていただきます。

最初に、横浜国立大学大学院教授の高見沢実様でございます。

### 【高見沢委員】

高見沢です。よろしくお願いいたします。

### 【五十嵐副課長】

続きまして、日本大学教授の中村英夫様でございます。

### 【中村委員】

中村でございます。よろしくお願いいたします。

### 【五十嵐副課長】

続きまして、神奈川県商工会議所連合会 常務理事の鈴木賢二様でございます。

### 【鈴木委員】

鈴木です。よろしくお願いいたします。

**【五十嵐副課長】**

続きまして、東京大学大学院教授の福田大輔様でございます。

**【福田委員】**

福田です。よろしくお願いいたします。

**【五十嵐副課長】**

また、本日は、所用により御欠席されておりますが、東京農業大学准教授の福岡孝則様、神奈川県農業協同組合中央会 代表理事副会長の平本光男様にも、御就任いただいております。

次に、検討会のオブザーバーとして、「検討会設置要綱」別表2に記載の7課が参加しております。なお、オブザーバー参加の方につきましては、発言の際はカメラとマイクをオンにして御発言ください。

次に、本検討会の事務局を紹介させていただきます。

改めまして、都市部長の佐藤でございます。

**【佐藤部長】**

どうぞよろしくお願いいたします。

**【五十嵐副課長】**

都市計画課長の五十嵐でございます。

**【五十嵐課長】**

五十嵐です。よろしくお願いいたします。

**【五十嵐副課長】**

同じく都市計画課 計画グループ グループリーダーの河津でございます。

**【河津グループリーダー】**

河津でございます。よろしくお願いいたします。

**【五十嵐副課長】**

皆様、こちらの声、聞こえておりますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、これより検討会の議事に入ります。

**<議 事>**

**(1) 会長の選任について**

**【五十嵐副課長】**

まず初めに、議事（1）「会長の選任について」でございます。

会長につきましては、「検討会設置要綱」第5条第1項の規定により、委員の皆様の互選により定めることとされております。つきましては、会長の選出につきまして、御意見ございますでしょうか。御意見のある方は、画面に向かって挙手をお願いします。

（中村委員挙手）

【五十嵐副課長】

それでは中村委員、マイクをオンにしていただき、御発言ください。

【中村委員】

中村でございます。

会長でございますけれども、神奈川県都市計画審議会の会長であります高見沢委員に、会長をお願いしてはどうかと思います。よろしく願いいたします。

【五十嵐副課長】

ただいま、高見沢委員に会長をお願いするという御提案がございました。皆様、いかがでしょうか。賛成の方は、画面に向かって挙手をお願いします。

（全員「挙手」あり）

【五十嵐副課長】

それでは、高見沢委員、よろしいでしょうか。

【高見沢委員】

はい。

【五十嵐副課長】

それでは、本検討会の会長は、高見沢委員に決定いたしました。会長の選任につきましては、これで終了でございます。

これ以降の進行については、「検討会設置要綱」第5条第2項の規定により、「会長は、検討会の議長となる」とされておりますので、高見沢会長に、議長になっていただき、進行をお願いしたいと存じます。

それでは、高見沢議長、よろしく申し上げます。

【高見沢議長】

みなさんおはようございます。

このたび、本検討会の会長を務めさせていただくこととなりました、高見沢でございます。私も専門があるとはいえ、全体から見れば非常に狭い専門でございますので、皆様の御協力なしでは進めることはできませんので、ぜひいろいろな観点から御協力

いただきまして、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## **(2) 会議の公開・非公開の決定について**

### **【高見沢議長】**

それでは、議事(2)「会議の公開・非公開の決定について」です。事務局より、何かお考えはありますか。

### **【五十嵐副課長】**

会議の公開につきましては、情報公開条例より、原則公開とされているものであり、公開にしたいと考えております。ただし、公開により著しい支障が生ずるおそれがあるときで、検討会が公開しないことを定めたときは、非公開にすることも可能になります。

### **【高見沢議長】**

先ほど、声は聞こえますかと、問い掛けられたけれども、時々聞こえないというか、マイクの集音があまりよくない感じですので、できるだけ意識して、マイクに向かって話すようにお願いします。

今の件ですけれども、わかりました。当検討会については、「公開」といたしたいと思っておりますけれども、皆様いかがでしょうか。賛成の方は、画面に向かって挙手をお願いします。

(全員「挙手」あり)

### **【高見沢議長】**

ありがとうございます。

それでは、当検討会につきましては、「公開」としたいと思っております。

次に、本日の会議の傍聴者について、事務局から説明をお願いします。

### **【五十嵐副課長】**

本日の傍聴希望者はおりません。

### **【高見沢議長】**

ありがとうございます。

傍聴者がいらっしゃる場合は、会場に来てくださいということになっているのですね。

### **【五十嵐副課長】**

そうです。

【高見沢議長】

今、画面上に傍聴席があるのは、傍聴者の所を映すような配置というか、画面が別途あるということなのでしょうか。

【五十嵐副課長】

そのとおりでございます。

【高見沢議長】

それで、今日はいらっしゃらないということですね。ありがとうございました。

### （３）第８回線引き見直しに向けた検討について

【高見沢議長】

それでは、続きまして、議事（３）「第８回線引き見直しに向けた検討について」に入りたいと思います。事務局から資料について、御説明をお願いいたします。

【河津グループリーダー】

それでは、資料に従いまして御説明いたします。

まず資料１、「これまでの取組み状況・線引き見直しに向けた現状と課題」をご覧ください。まず１ページをご覧ください。「これまでの取組み状況」でございます。「線引き見直しとかながわ都市マスタープランの経緯」です。

まず初めに、昭和４５年、当初線引きが行われました。本県では昭和４５年から概ね５年ごとに線引きの見直しを行い、急増する人口を適切に市街地に誘導してきました。当時の時代背景といたしましては、高度経済成長により、人口は激増の一途をたどり、住宅不足の慢性化、道路の未整備など、公共投資が人口増加に追いつかないという事態が発生しておりました。大規模な宅地開発が実施され、丘陵部の農地山林が宅地になり、県内陸部への工業立地も進み、市街化が激しく進んでございました。

右上の方をご覧ください。昭和６１年、「かながわ都市マスタープランの策定」。当時の背景でございますが、高度成長期の急激な人口流入などにより既成市街地の過密化などの課題の解決のため、都市整備に関する総合指針が求められておりました。市街地が連担する本県では、人口、産業等の計画的な制御など、広域的な課題に対応するための仕組みが求められてございました。このような背景を受けまして、県土・都市像を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示した「かながわ都市マスタープラン」を策定いたしました。そして、広域的な観点からのまちづくりに取り組むこととしました。

その後、平成２年から、この線引き見直し、かながわ都市マスタープランの改定が繰り返行われてきてございます。平成２８年、これが一番最近の線引きになりますが、第７回線引き見直しが行われました。

「第７回線引き見直しの特徴」といたしましては、「将来の人口減少に対応した集約型都市構造化への備え」といたしまして、将来における集約型都市構造化に備え、持続可能な都市づくりを推進することとし、集約すべき拠点を都市計画区域マスタープ

ランに明示したところがございます。

次に、「都市計画区域マスタープランの広域化」といたしまして、市町への都市計画権限の移譲が進められる一方、広域的な課題への対応が県に求められていることから、都市計画区域を超えた広域的な課題やその方向性を都市計画区域マスタープランに記載いたしました。その他といたしましては、「かながわ都市マスタープラン(津波対策編)の策定を受けた津波防災への対応」、「インターチェンジ周辺の幹線道路沿道等における産業系市街地整備の促進」などを行うことといたしました。

2ページをご覧ください。「本県における線引き制度の効果」でございます。線引き制度導入後、本県の総人口は約72%増加いたしました。これに対し、市街化区域面積は約7%の拡大にとどまっており、無秩序な市街化の防止と計画的な市街地形成、公共投資の効率化を図ってきており、持続可能な魅力ある都市づくりに一定の効果を上げてきたところがございます。

下のほうをご覧ください。「第7回線引き見直し以降の主な取組状況」でございます。第7回線引き見直しでは、20地区の保留区域を設定いたしました。これまでに4地区を市街化編入し、現在、1地区が法定手続中でございます。

右上をご覧ください。令和3年3月、かながわ都市マスタープランを改定いたしました。SDGsの理念の共有、ダイバーシティの観点を重視しながら、2040年代前半を展望しまして、県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ』とし、持続性を高めた魅力あふれる県土・都市づくりをめざしまして、県土・都市像の実現に当たりましては、「環境共生」と「自立と連携」、この2つの方向性を定めまして、総合的かつ計画的な都市づくりを展開するとしております。

下の、「かながわ都市マスタープランの位置づけ」でございます。大きく第1層、第2層、第3層と書かれています。第1層が首都圏レベルの層になりまして、第2層が神奈川の県域レベル、第3層が市町村レベルとなっております。かながわ都市マスタープランはこの第2層における都市づくりの基本的な方向を示したものでございます。かながわ都市マスタープランの下に、法定計画といたしまして「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランがございまして、今回、線引き見直しの検討を進める都市計画区域マスタープランがこの位置づけになってございます。都市計画区域マスタープランは、かながわ都市マスタープランを具体的に実現していくためのものでありまして、市町村マスタープランに促すという役割も担ってございます。

次に、3ページをご覧ください。続きまして、「線引き見直しに向けた現状と課題」でございます。

「1. 人口・世帯」でございます。左側の下側、図1-1「年齢3区分別の人口推計」をご覧ください。県の総人口は、2020年にピークを迎え、その後、減少していくことが予想されております。生産年齢人口につきましては、2015年の574万人から、減少していくことが想定されてございます。高齢化率につきましては、県全体では2020年が約25%であり、2035年には約30%に上昇していきます。

次に右下、図1-3「地域政策圏別の人口推計」をご覧ください。川崎・横浜地域圏につきましては2028年、県央地域圏につきましては2019年、湘南地域圏につきましては

2020年に人口のピークを迎え、その後、減少していきます。三浦半島地域圏、県西地域圏では既にもう人口が減少しておりまして、引き続き人口の減少が見込まれてございます。

次に、4ページをご覧ください。図1-4「市町村別の高齢化率推移」でございます。右側、2040年、濃いオレンジ、ピンクでお示した所ですが、高齢化率が40%を超える地域でございます。三浦半島地域圏、県西地域圏では40%を超える箇所が多くなってございます。

続きまして、図1-5「世帯数の推移」でございます。世帯数につきましては、2030年をピークに減少していくことが予想されてございます。

3ページにお戻りください。左上の四角の中、下のほうの「課題」でございます。高齢化・人口減少の進行や人口の地域的な偏在の拡大が懸念される中において、地域活力の維持・形成が課題となっております。

5ページをご覧ください。「2. 産業」についてでございます。図2-1に「神奈川県商業の推移」を示してございます。年間商品販売額は、平成3年から緩やかな減少傾向が見られますが、概ね横ばいで推移してございます。事業所数の推移は平成3年から減少傾向にあり、従業者数は細かな増減はあるものの概ね維持、微増傾向にございます。

続きまして、右側、図2-2「神奈川県商店街の推移」、図2-3「商業施設延床面積推移」をご覧ください。くらしに身近な商店街の数につきましては減少傾向にありますが、一方で商業施設の延床面積はどの圏域においても増加傾向になってございます。

続きまして、6ページをご覧ください。左側、図2-4「工業出荷額の推移」でございます。平成21年の世界的な経済危機以降、従業者数、製造品出荷額、付加価値額は概ね横ばいとなっております。事業所数につきましては減少傾向がございます。

左下、図2-5、図2-6、工業と業務の施設の延床面積は、ご覧のとおりとなっております。

続きまして、右上の図2-7、県の企業誘致施策であるセレクト神奈川NEXTの立地企業の位置を示してございます。ご覧のような所で、県の進める施策において企業立地が進んでございます。

5ページにお戻りください。上の四角の中、「課題」でございます。課題としましては、地域の特性に応じた産業系の土地利用、鉄道駅周辺などにおける拠点性の維持・向上と地域の特性に応じた商業系の土地利用が課題としてございます。

7ページをご覧ください。「3. 土地利用」についてでございます。左下、図3-1「県土の土地利用の割合」でございます。農地などの自然的土地利用は50.8%、都市的土地利用につきましては49.2%となっております。

右側、図3-2「住宅新規着工数の推移」でございます。平成18年頃から減少しておりまして、平成22年以降は概ね横ばいで推移してございます。

次の8ページをご覧ください。左上、図3-3「空き家数と空き家率の推移」でございます。空き家の数、空き家率共に増加してございます。

次は右上、図3-4「市町村別の空家数と空家率」でございます。全国平均と比べま

すと本県の空き家率は比較的低くなってございますが、三浦半島都市圏域や県西都市圏域では空き家率が高い自治体が多い傾向となっております。

左下、図3-5、「都市圏域ごとの「土地利用面積の推移」」でございます。住宅系、商業系、工業系、運輸系、農業系、未利用地の面積につきましては、ご覧のとおりとなっております。

右下、図3-6「物流施設用地等の状況」でございます。2000年から2013年に開設した大規模物流施設の位置を示してございます。2000年以降、臨海部及び圏央道周辺に大規模な物流施設が多数開設されてございます。

9ページをご覧ください。左上、図3-7「グリーンインフラの動向」でございます。自然環境が有する多様な機能を活用し都市や地域づくりを進める取組みである、「グリーンインフラ」の概要についてお示ししております。

左下、図3-8「県内の耕地面積の推移」、図3-9「生産緑地・市街化区域内農地の推移」でございます。これにつきましては、いずれも減少傾向にございます。

右上、図3-10「目的別農地転用面積の推移」でございます。年々減少傾向にございますが、目的別に見ますと住宅用地への転用が多い状況になってございます。

その下、図3-11「県内の森林面積の推移」は、概ね緩やかな減少傾向となっております。

7ページにお戻りください。上の四角の中の下の「課題」でございます。空き地・空き家の有効活用など都市のスポンジ化対策などによる既存市街地の再生、インターチェンジ周辺などにおける物流施設等の立地動向を踏まえた計画的な土地利用、森林などの自然環境や都市内の緑地が持つ防災・減災、環境負荷の低減など多様な機能の活用となっております。

次に、10ページをご覧ください。「4. 交通」でございます。左側、図4-1「県内の自動車専用道路網」でございます。青色でお示ししました、さがみ縦貫道路、横浜環状北西線など、近年の10年間で開通した路線を示してございます。赤色でお示ししました、新東名高速道路、横浜湘南道路などにつきましては、今後10年間で開通が予定されてございます。

右側、図4-2「インターチェンジ等から5km圏内の状況」でございます。県内にあるインターチェンジ等の5km圏内をお示しした図となっております。

11ページをご覧ください。図4-3「県内の鉄道網」でございます。赤でお示ししていますリニア中央新幹線など、現在、工事または検討が進められている路線や駅をお示ししております。緑色でお示ししているのが、国の交通政策審議会の答申に位置づけられた路線を示してございます。

右側、図4-4「平成30年東京都市圏パーソントリップ調査結果」でございます。総トリップ数につきましては、調査開始以来、初めて減少してございます。外出率と1人当たりの1日のトリップ数につきましては、調査以来で最低という結果となっております。

10ページにお戻りください。上の四角の中の、「課題」でございます。自動車専用道路の整備にあわせたインターチェンジ周辺における計画的な産業系の土地利用、鉄道駅周辺における利便性を生かした計画的な商業系・住居系の土地利用となっております。

ます。

12 ページをご覧ください。「5. 災害」でございます。図5-1「神奈川県における降水量の変化」を示してございます。1990年以降を示してございますが、長期的な大きな傾向の変化は見られてございません。

次に、図5-2「令和元年台風19号に関する県内の状況」でございます。降水量につきましては、箱根で922mmを記録するなど、全国で歴代1位となりました。左下、県内の被害状況でございますが、人的被害としましては死者が9名。住家被害としましては全壊が54棟。右のほうの土砂災害につきましては、がけ崩れ等が61件発生するなど、県内に大きな被害をもたらしました。

右側、図5-3「全国における近年降水量と災害の状況」でございます。最近10年の1時間降水量50mm以上の平均年間発生数は、統計期間の最初の10年と比べますと約1.5倍となっております。また、下にお示ししているような災害が毎年発生しているような状況でございます。

13 ページをご覧ください。図5-4に「本県における災害ハザードエリアの指定状況」をお示ししております。土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、津波防災まちづくり法に基づく津波浸水想定、水防法に基づく洪水浸水想定区域などがご覧のように指定されてございます。

右側、図5-5「本県における流域治水プロジェクトの取組状況」でございます。流域治水プロジェクトのイメージをお示ししてございます。河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」の取組みが進められてございます。集水域と河川区域のみならず、氾濫も含めて一つの流域として捉え、氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めるとしております。下のほうに、現在のプロジェクトの取組状況をお示ししてございます。

14 ページをご覧ください。図5-6「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要」でございます。図の左側、緑色で囲ったところでございます。「安全なまちづくり」としまして、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、災害ハザードエリアからの移転の促進、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり、この中で立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外することが盛り込まれてございます。

右側、図5-7でございます。「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」、こちらは国交省のプレス発表でございます。「新型コロナがもたらすニューノーマルに対応したまちづくりに向けて」としまして、国交省では新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性を取りまとめて公表してございます。下の赤枠でございます。「新型コロナ危機を契機とした変化と今後の都市政策の方向性」といたしまして、職住近接のニーズに対応したまちづくりの推進、まちづくりと一体となった総合的な交通戦略の推進、緑やオープンスペースの柔軟な活用などが示されてございます。

12 ページにお戻りください。上の四角の中、「課題」でございます。激甚化する災害に対応するため、厳格化が求められている災害ハザードエリアにおける土地利用、「流域治水」の考え方を踏まえた土地利用と災害への取組み、新型コロナウイルス感染症

などを踏まえた都市づくりとなっております。

15 ページをご覧ください。「6. 県と市町の役割」でございます。「現状」としまして、地方分権一括法による都市計画法の改正により都市計画に関する権限移譲が進められております。指定都市や基礎自治体である市町の権限が大幅に拡大されまして、県には広域的な調整としての役割が求められてございます。また、平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の改正により、住宅などの施設の立地を一定の区域に誘導するため、市町村が立地適正化計画を定めることができるようになりました。県内におきましては令和 3 年 4 月時点で 9 団体が策定してございます。令和 2 年 9 月の都市再生特別措置法の改正によりまして、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画の記載事項としまして「防災指針」が追加されました。県内では厚木市が策定してございます。

「課題」でございます。市町による立地適正化計画の策定を踏まえた集約型都市構造の更なる実現。市町が立地適正化計画を策定し、居住を誘導する区域や防災指針を示している市町がある一方で、策定に向けた動きがない市町もございます。立地適正化計画の策定などにより市町が主体となった集約型都市構造の実現が進む中、防災などの観点から県域や都市圏域を超えた広域的な視点での取組みが必要となっております。資料 1 の説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料 2 の説明をいたします。資料 2 「論点整理」でございます。

左側に「かながわ都市マスタープラン」、本年 3 月に改定した内容を示してございます。2040 年代前半を展望した県土・都市像を「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」としてございます。「環境共生」、「自立と連携」、この 2 つの方向性から計画的な都市づくりを展開するとしてございます。(1)「循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり」、(2)「地域の実情に応じたコンパクト+ネットワークによる都市づくり」など、7 つの視点を挙げてございます。

右側、「線引き見直しに向けた課題」でございます。今、資料 1 で御説明しました課題につきまして、ここに記載してございます。これらの課題、それと、かながわ都市マスタープランで展望する将来、このようなことを見据えまして、今回、検討会で御議論いただく論点を右側にまとめてございます。

まず、「議論の与件」でございます。まず、目標年次でございますが、第 7 回線引き見直しの目標年次である 2025 年の 10 年後の、2035 年を目標年次としております。

続きまして、検討会の「論点」でございます。今後、更なる人口減少や高齢化の進行が見込まれる中において、集約型構造化は重要なテーマと認識してございます。そこで、「論点 1」としまして、「地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方」を挙げてございます。「立地適正化計画の策定など市町主体のまちづくりが進む中、市街地が行政区域を超え連坦し、行政区域が都市計画区域となっている市町が多い本県におきまして、既成市街地の活力を維持するため、都市機能や居住機能の更なる集約化に向けてどのように取組むべきか」、「地域活力の維持・形成のために必要な住居系・商業系・工業系・流通業務系の市街地はどうあるべきか」を挙げてございます。

次に、災害からいのちとくらしを守る都市づくりに向けて、災害ハザードエリアに

おける土地利用については、これも重要なテーマと認識してございます。そこで、「論点2」としまして、「大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方」としてございます。「土砂災害などが想定されるハザードエリアなどにおける地域の実情に応じた居住誘導の考え方や、長期的な視点に立った適切な土地利用の方向性はどうか。また、ハザードエリアに関する情報を都市計画区域マスタープランにどのように明示していくべきか」、「災害・感染症等のリスクに対応するため、グリーンインフラとしての緑とオープンスペースをどのように創出していくべきか」でございませう。

次に、前回、第7回線引き見直し以降、社会情勢等の変化を踏まえまして、改めましてその役割や位置づけを確認する必要があるという認識で、「論点3」としまして、「都市計画マスタープランのあり方」を挙げてございます。「立地適正化計画の策定など市町主体のまちづくりが進む一方で、都市圏域を超えた広域的な取組みとして、県の「都市計画区域マスタープラン」にどのような内容を明示していくべきか」、「市街地が行政区域を超えて連坦し、行政区域が都市計画区域となっている市町が多い本県において広域的な調整機能を果たすためには、県の都市計画区域マスタープランはどうあるべきか」でございませう。資料2につきましては以上でございませう。

続きまして、資料3をご覧ください。「第8回線引き見直しに向けた検討会」の「検討スケジュール」でございませう。第1回検討会、本日でございます。本日は、これまでの取組み状況と線引き見直しに向けた現状と課題、論点整理、検討スケジュールでございませう。第2回の検討会は10月頃を予定してございませう。第2回では、論点1の「地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方」、論点2「大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方」を御議論いただきたいと考えています。第3回検討会は12月頃を予定しております。第3回では、論点3「都市計画区域マスタープランのあり方」、「第8回線引き見直しに向けた検討会 提言骨子」について御議論いただきたいと考えております。第4回検討会は、年が明けまして2月頃を予定しまして、検討会からの提言を頂きたいと考えてございませう。資料の説明については以上でございませう。

#### 【高見沢議長】

ありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思います。本日は、第1回ですので、これからの進め方についてでも結構ですし、論点がこれで十分か、こういう点はないのかどうかという点でも結構かと思ひます。あと、これからこのような作業というか、分析もしなければいけないのではないかとひいうことがあってもよろしいかと思ひます。あるいは、素朴な質問も含めて、自由に御発言いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

#### 【中村委員】

最初に、質問を幾つかさせていただきたいと思ひます。1つは、資料1の2ページの左下に「第7回線引き見直し以降の主な取組状況」とひいうことで、数字がいろいろ

書かれてございます。一つ確認というか、これは今、都市計画の権限がいろいろ移譲されたという話もございまして、神奈川県に3つ政令市がございましてけれども、政令市の線引き区域区分の数字も含んだものかどうかというのが1つの質問でございます。

もう1つは、それはさておき、400haの保留区域が設定されていて、今現在、4分の1に相当する100haくらいが編入済み、1地区は手続き中ということでございます。この進捗というか、このくらいの編入状況が大体想定したくらいのペースということなのか、あるいは当初の見込みより少しペースダウンしているようなところがあるのかなのか、その辺りはどういう感じなのか、認識をお伺いできればと思います。

というのは、例えば編入にあたりまして、もちろん地元でまだいろいろ合意が取れないという場合もあるとは思いますが、一方で、土地の需要といいますか、社会的、経済的な状況が変わってきた中で、想定と比べて違っているということがあるのかなのか、そういったことがもし分かれば、お伺いできればと思った次第です。取りあえず、1点目の質問は以上でございます。

#### 【河津グループリーダー】

まず政令市につきましては、第7回線引き見直し以降、権限移譲で政令市が行うことになりましたので、この数字は政令市を除いたものになってございます。

2点目の、これが予想どおりかといいますと、やはり当初、保留区域を設定したということは、そこをやっていきましょうということで始めましたので、そこに向かっていくものと考えてございますが、やはり地元との調整に時間を要したり、まだ関係機関との調整を今現在行っているところもありますので、もう少し頑張って、数字を上げていきたいと考えてございます。

#### 【中村委員】

どうもありがとうございます。今の関連で御質問ですけれども、1つは政令市の保留のボリューム感といいますか、政令市除きで神奈川県は400haだったわけですが、もしお分かりであれば、政令市のほうではどのくらいのボリューム感だったのか、次回でも結構ですけれども、教えていただければと思います。

2点目ですが、今、なかなか編入が進まない部分について、地元あるいは関係機関調整がいろいろとかかっているという御説明がございました。ということは、あまり需要側で、例えばこれだけ需要があるからここで造成して、そういったものを立地させたいという機運が、だいぶ経済が傾いて、そういう立地企業の意向がだいぶ薄くなってしまって、今は見込みが立たないといった話は、あまり県のほうには聞こえていないという理解でよろしかったでしょうか。

#### 【高見沢議長】

今の御発言の趣旨としては、今答えよというよりも、これから見直しをするにあたって、直近の状況の評価、あるいは場合によっては第7回に編入する見込みを立てた時の方法論の確かさというか、そんなことはないとは思いますが、何か言われたままにやってしまったとか、それも踏まえて、今後どういうふうを考えるべきかと

いったこともあるでしょう。あとは、実際に立地したというか、どういう土地利用が展開しそうなのか、あるいは想定の利用とどう違ってきているのかということも、十分考えてくださいということもあるでしょう。あとは、場合によっては周りの政令市の動向との兼ね合いの中で、今、県の所管の見直しというのはどういう位置づけかといった辺りを、十分考えながらやりましょうという趣旨だったと思います。ぜひ、その辺を踏まえて、今後作業していただければと思います。

**【中村委員】**

そういう趣旨でございました。会長、どうもありがとうございました。

**【高見沢議長】**

今のと関連しますけれども、全般的に第7回でこのような趣旨から見直しをした、例えば区域マスの広域化を取り入れたということもありましたが、それぞれ、当時の意図が実際によかったかどうかということも、確かめながらいかなければいけないと思いました。あわせて、そちらのほうもお願いいたします。

その他、いかがでしょうか。どういう点でも結構ですので、お願いいたします。

では、中村委員、まだ最終年度ではありませんけれども、今の400haのうち100haは、相当違うぞという感じなのか、こんなものかもしれないというのか、どのような直感をお持ちでしょうか。

**【中村委員】**

私も、前回の約400haの保留フレームを設定した時の状況を存じ上げないものですから、それで素朴に質問させていただきました。感じとしては、多分、これは平成26、27年頃に作業されて、平成28年頃に設定したのでしょうか。だから、まだ5年くらい前のことだとは思いますが、そんなに大きく土地需要が変化するようなことはなかったらと思うのですが、ただ、この1年はコロナがあったので少し影響があったかもしれないとは思いますが、大きな変化はなかったのだらうと思っています。そう言いながら、4分の1くらいしかできていないということは、会長がおっしゃったように、当初、第7回の時に決めていった視点なり何なりが、もしかすると、うまく社会経済をつかめていなかった部分もあったのではないかと。そういう反省材料もあるのかもしれないということを感じて、なぜこういう数字になっているのかなという。だから、少し低いなと感じて御質問した次第です。

**【高見沢議長】**

事務局に伺いたいんだけど、保留を設けようとしているのはインターチェンジ付近という感じが多いと思うのです。インターチェンジといった場合に、例えばどういうインターチェンジ付近が先にいつているのか、あまり進まないのはどれか。あるいは、最近の動きだとスマートインターとか、いろいろな地域の都市構造までは改変しないけれども、幾らか線引きに関係しそうな動きなどというのは、ある意味プラスの要因だとは思っています。今はお答えなくて結構ですので、その辺も含めて考えていた

できればと思います。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

**【福田委員】**

第7回までの主な経緯や、神奈川県全体のいろいろなマクロな状況は、資料1などを御説明いただきまして概ね理解させていただけたと思うのですが、今回、第8回目で検討するにあたって、例えば人口減少の話も指摘されていましたが、今回2035年が目標年次ということで、その頃にはかなり減る途中の段階であるということもあります。あとは、県全体で見たときに、三浦半島や県西部の地域と、横浜・湘南地域辺りとの人口格差といいますか、偏りがますます大きくなるという御説明だったかと思います。その辺を踏まえると、県としてはこれまでずっと市街化区域面積を増やす一方できているかと思うのですが、もしかすると、今回の第8回では面積を小さくするという線引きも、案としては検討しようとしているのでしょうか。特に、県として人口減の話と線引きというものをどういうふうに関係づけて考えているのか、基本的な考えをお聞かせいただければと思います。

**【五十嵐課長】**

人口減少が、この目標年次においてはある程度進んでくるという見込みですが、正直に申しまして、大きな市街化区域を減じていくところまでは正直ないと考えております。まだまだ本県では、市街地の中の全体の人口密度は一定のレベルを維持してございますので、これが市街化区域の規模を大きく減じていく方向になるのは今のところ考えておりません。むしろ、地域の活性化を進めていくにあたって、市街地の拡大が必要かどうかということも考えていかなければいけないと思っております。

**【福田委員】**

ありがとうございました。県としての基本的な考え方は承知いたしました。それでも総人口としては減っていく見込みだと思うので、そうすると人口が多い地域と少ない地域との差が顕著になるということは、ある意味、特に県西部や三浦半島とかがどうしても目立ってしまうのですが、そういったところは県全体が一様に人口分布するとかではなく、その辺りはそういうふうに2区分するといいますか、住んでいる地域と住んでいない地域が目立ってくるようになるのは、仕方がないという理解でよろしいですか。

**【五十嵐課長】**

そこに何かしら施策というか、土地利用の中での施策がどこまで打てるかというのがあります。今、人口フレームや工業系フレームでの市街地拡大を大きな柱にしてきたのですが、先ほども保留区域の話がありましたように、今後、地域の活性化に視点を当てた市街地の拡大、市街地を維持していくということについても、工業系だけになるのかどうかを少し検討したいとは思っております。

**【高見沢議長】**

今の議論で、若干私見が入るかもしれないのですが、線引きというのが、従来、市街地を増やすとか減らすということにとどまっていたと思うのです。今回、論点1は集約型都市構造ということで、どちらかという固めるほうの話が書いてあって、論点2は大規模災害があるので危ない所に住むのはやめましょうというような意味で、減らすというか、より安全性を高めると。快適に県民が住むのだと、活動も行うのだという面があり、線で増やしたり減らしたりと、いきなりはいかないまでも、大きな感覚としては、どこに活動を展開し、どこはやめるべきかという方針というか、県としての大きな方向を何らかの形で打ち出せたらいいなということだと思います。そのときに、先ほど説明もありましたけれども、土砂災害だとか、いろいろなものがあって、国のほうでも具体的にここはレッドだとか、そういう方針がある一方で、市町村でもそういうことを勘案しながら、一部の所では立地適正化計画の中にそういうものを入れていると。しかしながら、入れていない所もあるといった辺りの、うまい統合というか、政策としての一貫した考え方というのが、ある程度示せばいいのではないかと考えているのが1つです。

あとは、三浦半島や県西という課題がまた別にあると思うのです。そのときに、今のような固めたりやめたりといったことに加えて、何らかのアクションというか、地元のニーズに応え、かつ、そのようにすることが県全体にとってもいいのだというストーリーが作れば、その道を少しでも入れておくといいかと思えます。

県のほうで、そのような捉え方についてどう思われるでしょうか。

**【五十嵐課長】**

地元のニーズはいろいろあると思っています。先ほど申しましたように、今、工業系のフレームを設定して、インターチェンジ周りを、重点的に保留フレームを設定して、新たな新市街地を見いだすという方向で取り組んできました。こういったところの土地利用についても、地元の要請としては、周辺の地域の活性化を理由に、商業系の用途も欲しいという要請が高まっていることは承知しております。そういったところが、今後の展開の中で、先生がおっしゃっていただいたように、地元のニーズが本当に地域の発展につながっていくのかといったところを我々も検討し、御議論の中に、情報をお出しさせていただければと思っています。

※※事務局の通信不調（約1分間）※※

**【高見沢議長】**

回復されましたか。

**【五十嵐課長】**

回復しました。声は大丈夫でしょうか。

ということで、先生におっしゃっていただいたような方向で検討を進めさせていた

だけたらと思っております。

**【高見沢議長】**

今、途切れている間に、検討課題なのだろうということで商業フレームの話をしておきました。今まで県はやっていなかったけれども、そういう地元のニーズもあるので、検討課題になりそうですよとお伝えしてあります。他にいかがでしょうか。

**【中村委員】**

先ほど線引きについて、政令市の分は入っていますか入っていませんかという話を聞いた一つの背景は、資料2の論点で今回3つ挙げられていて、論点の柱自体はこんなものだろうと思っているのですけれども、「市街地が行政区域を超えて連担し、行政区域が都市計画区域となっている市町が多い」という、このフレーズが1にも3にも入ってくるではないですか。これはすなわち、多分いわゆる広域で、県なり区域マスであったり、今回議論する方針といたしますか、そういったものでどういうことを目配りしなければいけないか。あるいは、どういう広域調整をしなければいけないかという問題意識が隠れていると理解しています。

それで質問ですけれども、政令市に線引きの区域マスの権限も含めて下りましたが、それで例えば、区域区分の大きな考え方であったり、そういった部分の県と政令市のすり合わせみたいなことであったり、あるいは市境といたしますか、フリンジといたしますか、そういう所での即地的な調整であったり、そういったものは法定上はないのですけれども、実態上、それなりにやっていますということなのか、結構スパッと切れて、今は本当に政令市が自由にやっておられるということなのか、その辺りはどんな感じなのでしょうかとこのをお伺いできたらと思います。

**【河津グループリーダー】**

政令市とも情報提供など行っていまして、この会議が終わったあとも、政令市の横浜市・川崎市・相模原市と検討状況を一緒に情報共有しましょうということで行ってございます。先生がおっしゃった縁辺部につきましてとか、あとは県の方針として、かながわ都市マスタープランという大きな方向性も示してございます。そういうものをあわせながら調整をしているところでございます。

**【中村委員】**

わかりました。ありがとうございます。法律上は権限が及ばないにしても、やはり県として一定、ある程度芯の通った考え方が今回まとめられるとして、それが政令市にとってもそれを受けていただくということができれば、望ましい方向になりますので、ぜひ、そういうことを意識した議論を2回目、3回目、取りまとめに向けて対応していただけたらいいなと思っております。

**【福田委員】**

第7回から第8回にかけての変化分というか、微分値みたいところを特に教えて

いただきたいのですけれども、論点2の災害のときの規制についてです。確かに2018年くらいから特に豪雨などで、しかも頻度も増えている傾向にあるので、多分このタイミングできちんと検討しないといけないかと思うのですが、恐らく、神奈川県内にも相模川だとか、かなり大規模な河川が幾つもあり、しかも市町村をまたいで流れている大きな河川があるかと思えます。第7回より前から、そういった特に水災害を想定した検討や線引きの見直しなどはされてきたと想像しています。今回のタイミングで、さらに何かリスク的な要素が第7回から第8回の間で高まっているというふうに、御判断されている何か具体的な事例などがあつたりしたのでしょうか。

**【河津グループリーダー】**

第7回につきましては、やはり東日本大震災があつたことで、津波が大きなテーマになってございました。そのあと、都市再生特別措置法が改正されて立地適正化計画の居住誘導区域からレッドゾーンは外しましょうだとか、本県におきましても災害ハザードエリアをずっと設定してきまして、今年になってようやく、ほとんど全てが土砂災害や河川などの想定区域というのが概ね出そろつてきたというところで、災害ハザードエリアの土地利用については、今回の大きなテーマになっていくだろうと考えてございます。

**【福田委員】**

つまり、これまでは豪雨や都市河川の氾濫などではなく、主に津波対応が中心だったということですか。

**【河津グループリーダー】**

それも大きな中では、災害ということに含まれてはいたのですけれども、やはり津波にスポットが当てられていたということになります。

**【高見沢議長】**

前回も参加してましたので、私のほうから補足します。時期的な説明としては、東日本、そして津波ということではあつたのですけれども、やはり政策として重要なと思つたのは、その時に、もはや行政だけで頑張りますとは言切れない世の中だと。自助にすぐに行くとは言えませんが、例えば、災害情報の話を区域マスにきちんと位置付けてくださいとか、そういうところに転換しきつているかどうかはわかりませんが、その辺が一番大きかつたのではないかと思います。

ですから今回も、対象は主に河川となりますけれども、考え方はきっと同じで、かつ、数年前にはそんなに情報が明確ではなかつたものが蓄積されてきたので、そういったものをどういう形で都市計画の中に入れるか。特に今回、区域マスということで行つていくわけですが、その基準と区域マスの関係といったときに、どういうふうに織り込んでいくかということになるのではないかと考えております。

**【福田委員】**

高見沢議長、過去の経緯、ありがとうございます。

**【高見沢議長】**

県としては、もはや行政だけで頑張るというわけではないというのは、そんなことはない、県が頑張るのだと思っておられるのか、前回の経緯はどういうふうに流れているのでしょうか。

**【五十嵐課長】**

議長からおっしゃっていただいたように、かながわ都市マスタープランの中にも、やはり自助・公助・共助というキーワードを盛り込ませていただきまして、想定を上回るものについては行政だけではできないという考え方も織り込みつつ、当然、公助の部分は公共事業の中で行っていくということも盛り込んでいますけれども、今後、土地利用の中での連携もこれまで以上に求められてくると考えてございます。

**【高見沢議長】**

さらに補足すると、線引きとの関係ではないのだけれども、それは立地適正化計画に関わっていて感じるのですが、やはり市町村によっては、居住誘導区域を設定しようと思っても、危ない所だらけでどうしようもないといった場合が結構あるのです。先ほどの城山ダムを放流するということにあっても、単にハザードエリアがどうかということだけではない、いろいろな状態のときにどうやって凌ぐかみたいな、そういう話もありそうなので、ぜひ第2回で検討する際に相当突っ込んで、テクニカルにどういうことが可能かというのが議論できるよう、準備のほうお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。この時間をお借りして、臨時委員についても説明してもらえますか。特に災害について、弱い部分をどうやって補おうとしているかという説明をお願いします。

**【五十嵐副課長】**

防災について、次回以降御議論いただく際に、臨時委員を選任していただきたいと考えております。これまで、東京湾、相模灘高潮浸水想定や、神奈川県津波浸水想定検討会の委員であられ、さらに神奈川県防災会議や公共事業評価委員会の委員でもあられる、横浜国立大学の稲垣景子准教授を推薦させていただき、臨時委員として来ていただくことを考えております。

**【高見沢議長】**

ということで、随時、そういう感じで補いながら議論していきたいと思います。よろしくお願いたします。

鈴木委員、素朴な質問でも何でも結構ですが、御発言・御意見でも結構ですけれども、御発言いただけますか。

**【鈴木委員】**

私もこの間、川崎市に長く勤めておりまして、今は商工会議所という立ち位置になっておりますが、川崎市の都市計画マスタープランもそうですけれども、いわゆる都市型の計画づくり、そしてそれをどうやって動かしていくかということは何度か行ってきました。しかし、ここにきて少し、昨年、多摩川の決壊などということもあったり、もう少し緑の潤いが皆さんの所に届くようにというリクエストがあったりして、いわゆる都市計画とはまた少し違う立ち位置かもしれないけれども、潤いのある都市をつくっていくというようなことも、いろいろな所からリクエストを頂いております。今日、委員の先生方からの話や、これまでの線引きの話も含めて、都市計画の立ち位置で、これからそういったことをベースに、そこを立ち位置にして、緑とか潤いとか、そういった視点も取り入れる。例えば、一般的な県民の方々がいろいろな意見を寄せていただけるような取組みも、場合、場合によってだと思っておりますけれども、市民の声を聞きながらということもどうかと、今日、思ったところでございます。

**【高見沢議長】**

事務局のほうで、そういった観点はどのように議論しようとしているかという説明をお願いします。

**【河津グループリーダー】**

やはり今、グリーンインフラということで、緑が持つ機能というものが注目されていまして、例えば防災面から流域治水の考え方においても、やはり治水機能を有する緑は大事とか、またはコロナの観点などからみると、オープンスペースというゆとりある場所が見直されてきているようなところもあります。そういうものも、今後、この都市計画・まちづくりにどう活用していくかという視点というものを、御議論いただきたいと考えてございます。

**【鈴木委員】**

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

**【高見沢議長】**

今のところですけれども、具体的にこんなことを議論しようという想定はあるのか、ざっくりと「そういうものはいいいね」というレベルなのか、どうでしょうか。本当であれば、森林の保水機能だとか、県土全体を見渡して災害に強いと言いたいところだけど、マスタープランの中で、そういうことを言うことの効果というのはどうでしょうか。それに限らず、いろいろな面があると思うのですけれども。

**【鈴木委員】**

川崎などの場合には、先生方、皆さん、よくご存じのように、武蔵小杉エリアの高層マンションは、1年分か2年分くらいさかのぼると、もともと緑が非常に豊かだった所なのですが、昨年の台風の時に、それぞれ大きなタワーマンションの、地下部分

の駐車場が大変なことになったとか、いろいろなことがありました。もちろん、非常にキラキラした未来を感じさせる超高層マンションも必要だとは思いますが、あわせて多少のいろいろなリスクもあるということの一つ考えながら、皆さんと、「このまちはずしもコンクリートだけではない」というプライドを持てるような、そういった情報交換ができるといいかなと思っています。

私も引き続き、先生方のいろいろな知恵を貸していただいて、より住みやすい、価値の高いまちづくりに足を踏みこんで、(市民の)皆さんの声を聞きながら進みたいと考えています。まとまりがなくすみません。よろしくお願いします。

#### 【高見沢議長】

今のお話の中にもいろいろな側面があると思いますけれども、例えば開発のときに、災害リスクがこれだけあると。それに対して、ミティゲーションというか、そのリスクの緩和をするために、こういうような制度で対応しましょうとか、そういうこともあるかもしれないですね。線引きなので、直接には関係ないかもしれないですけども、事務局的には、そのような話も含みうるものなのか、どうですか。

#### 【河津グループリーダー】

今回は、議長がおっしゃったように、線引きという中でのお話になってくると思いますので、どこまで御議論いただけるかということもあると思うのですが、やはりグリーンインフラ、緑がもつ機能ですとか、そういうものにも注目して、しっかりまちづくりに入れていくという、県としての大きな考え方みたいなものを示していく必要があるのではないかと感じてございます。

#### 【高見沢議長】

あと、先ほど言っていなかったことで補足させていただくと、集約しますよね。それで集約拠点を示したりしていると思うのですが、集約し得る根拠のときに、公共インフラの密度だとかそういうものとの関係というか、ある所は縮め、ある所は集中するといったときに、これからの都市計画は多分ストック活用というか、新たに何かをつくるというよりも、今あるものをより効果的、効率的に使うということがあると思います。また、鈴木委員の話と関連すると、集中するだけではなくて、今の国交省の政策もそうですけれども、歩いて楽しいまちづくりとか、公共空間の質的向上がセットでなければいけないということも含むと思うのです。

線引きなので、どれだけそこに突っ込んで議論するのかわかりませんが、やはり公共インフラとのバランス、最適利用だとか、潤いのある都市空間だとか、そういうことの中で、きっと先ほどの話なども出てくるのではないかなと思うので、そういう意識も含めて検討していただければと思います。よろしくお願いします。

#### 【鈴木委員】

どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

**【高見沢議長】**

他はいかがでしょうか。まだ初回なので、こういうデータについても分析してほしいとか、出してほしいとかいうことでも結構ですし、論点として、こういうところはきちんと突っ込まなければいけないでしょうというようなことでも結構ですが、どうでしょうか。大体、本日はこれくらいですか。

あと、今日欠席になってしまった、お2人の委員さんについては、何かフォローはされますか。

**【五十嵐課長】**

はい。個別に今日の情報も含めて御説明させていただいて、御意見を賜ればと思っております。

**【高見沢議長】**

そうですね。次回、一斉に（全員の情報が）揃うような感じをお願いします。

今日の段階では、大体よろしいでしょうか。

それでは、質問も含めていろいろな観点で御議論いただきまして、ありがとうございました。論点そのものについては、このような感じで進めていくということにしたいと思います。ただ、まだ具体的な“たま”がないというか、そういうところもありそうですので、次回までにその辺をしっかりと詰めていただければと思います。そういうような方向でよろしいでしょうか。

（全員「挙手」あり）

**【高見沢議長】**

ありがとうございます。

それでは、第2回検討会につきましては、資料3の検討スケジュールにありましたとおり、次回のことですが、「地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方」、「大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方」、この2点について議論したいと思います。

それで、この段階で、先ほどの臨時委員のお話になる予定だったのですが、既に紹介済みですね。しかし、招集してよいかどうかを問わなければいけないので、事務局からもう一度、具体的に提案してください。

**【五十嵐副課長】**

先ほども発言させていただきましたけれども、繰り返させていただきます。

東京湾、相模灘高潮浸水想定や、神奈川県津波想定検討会の委員であられ、さらに神奈川県の防災会議や公共事業評価委員会の委員でもあられる、横浜国立大学の稲垣景子准教授を推薦させていただきたいと考えております。

**【高見沢議長】**

ということで、今、提案がありました。臨時委員ということで、お声がけして来ていただくということでよろしいでしょうか。よろしいという方は、挙手をお願いいたします。

(全員「挙手」あり)

**【高見沢議長】**

ありがとうございます。全員一致ということで、稲垣先生にお願いしたいと思いません。

それでは、本日の議事はここまでとしたいと思います。事務局におかれましては、本日の議事の内容を取りまとめ、次回の検討会につなげるようお願いいたします。

また、実質的な検討の機会は今を含めて3回しかございません。そのため、事務局が、検討会の議論の取りまとめや、次の検討会の資料作成などを行うに当たり、委員の皆様のお助言や確認を必要とする場合もあろうかと思えます。そのような場合には、各委員の皆様に、事務局への助言などをお願いいたします。

以上で、本日の検討会を終了いたします。委員の皆様、熱心な御議論、ありがとうございました。

**<閉会>**